

## 令和5年 北秋田市農業委員会 第3回総会

1. 開催日時 令和5年3月15日（水） 午後1時30分から

2. 開催場所 市民ふれあいプラザコムコム 1階 多目的ホール

3. 出席委員（34名）

1番 若松一幸	2番 長岐正	3番 長崎成人
5番 成田博幸	6番 澤藤匠	7番 武石修一
8番 伊東誠子	9番 三澤敏行	10番 杉渕光則
11番 佐藤利子	12番 宮腰文義	13番 齊藤富美雄
14番 佐藤稔	15番 佐藤邦久	16番 木村正彦
17番 藤島喜美男	18番 堀部栄一	19番 金俊英
20番 武田響一	21番 近藤裕太	23番 土濃塚謙一郎
24番 佐藤茂延	25番 伊藤鶴一	26番 三沢博隆
27番 鈴木豊	28番 簾内豊	29番 中嶋力藏
30番 堀部聡	31番 佐藤篤史	32番 松橋利彦
33番 三浦和憲	34番 金田悦子	36番 長岐一志
37番 後藤久美		

4. 欠席委員（2名）

4番 佐藤政信 22番 檜森正

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第1	報告第7号	会務報告
第2	報告第8号	専決処分の報告
第3	議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第7号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第5	議案第8号	北秋田市農業委員会「令和5年度最適化活動の目標の設定等」（案）について

7. 出席した事務局職員

局長 日下部 公 信                      主査 佐 藤 裕 和                      主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

3 4 番 金 田 悦 子                      1 番 若 松 一 幸

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今より令和5年 北秋田市農業委員会 第3回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。4番佐藤政信委員、22番檜森正委員の2名となっております。</p> <p>委員総数36名中、34名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>会長あいさつ（ 省略 ）</p>
議 長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>34番金田悦子委員、1番若松一幸委員をお願いいたします。</p> <p>それでは案件に入ります。「報告第7号会務報告」を事務局より願います。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>報告第7号 令和5年2月分会務報告です。</p> <p>（令和5年2月分の会務を報告）</p>
議 長	<p>会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。</p>

議 長

次に報告第8号「専決処分の報告について」事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

報告第8号は、令和5年2月分の専決処分したものの報告です。

表の2月の列をご覧ください。(4)相続等による権利取得の届出の受理が19件、(5)農地所有適格法人の報告書の受理が2件、(7)賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が10件、合計31件の処理を実施しました。

4ページからはその内訳となります。

まず、(4)相続等による権利取得の届出の受理(農地法第3条の3の届出)です。

(受付番号1番を朗読)

以下7ページの受付番号19番まで、合計96筆、面積106,705.69㎡となっております。

次に8ページをお開き下さい。

こちらは項目(5)農地所有適格法人の報告書の受理となっており、法人名称、受理日等は記載のとおりとなっております。

その下は項目(7)の賃借・使用権の合意解約等の届出の受理(農地法第18条第6項の合意解約ほか)です。

(受付番号1番を朗読)

以下9ページの受付番号10番まで、合計37筆、面積59,844㎡となります。

報告は以上です。

議 長

報告第8号につきまして事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

24番

24番の佐藤(茂)です。

お願いですが、解約の報告の場合、その後の再契約の予定などもお知らせ願います。

事務局 解約理由が高齢による経営規模の縮小となっている案件については、情報を得ておりません。同じく他者と貸借するためとなっている案件は、近々契約とのことでしたが具体的な相手方までは伺っておりません。

24番 最近各地域に行ってみると、機械が壊れたので耕作をやめるとか、新たに田を借りたとき、これまで作ってきた田の中でも条件の悪い田の耕作をやめるなどの話を聞く。今後もっと注視していかなければならないと思います。

議長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、次に進みます。

議長 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをお開きください。  
議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年3月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以下11ページの受付番号6番まで、合計10筆、面積12,599㎡となります。

なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

6 番澤藤匠委員からお願いいたします。

6 番

6 番の澤藤です。受付番号 1 番から 6 番を報告させていただきます。

調査日は 3 月 7 日、調査員は 5 番成田博幸委員、7 番武石修一委員、8 番伊東誠子委員と私、事務局から日下部局長、足田主査の計 6 名でした。

積雪により現地での確認が困難なため、会議室で衛星写真を用いて調査を行いました。

まず、受付番号 1 番は資料の 13 ページから 15 ページになります。

14 ページを見てください。

申請地は鷹巣中央公園に隣接する住宅地の中にある畑でした。

2009 年と 2020 年の衛星写真で確認したところ、申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、受付番号 2 番は資料 16 ページから 18 ページになります。

17 ページを見てください。

申請地は旧竜森小学校周辺の整備されたほ場の中にある田でした。

先程と同様に衛星写真により確認したところ、申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、受付番号 3 番は資料 19 ページから 21 ページになります。

20 ページを見てください。

申請地は李岱集落周辺の整備されたほ場の中にある田でした。

先程と同様に衛星写真により確認したところ、申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、受付番号 4 番は資料 22 ページから 26 ページになります。

23 ページと 25 ページを見てください。

申請地の内、糠沢柏木岱の畑は、糠沢集落の西側にある林の中に、同じく、糠沢中谷地の田は、JR 糠沢駅と糠沢集落の間にある整備されたほ場の中にありました。

先程と同様に衛星写真により確認したところ、申請地は継続して耕作や管理されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、受付番号 5 番は資料 27 ページから 29 ページになります。

28 ページを見てください。

申請地は田中集落から国道 7 号線へ向かう道路と稲穂ロードとの交差点付近で、道路と川の間にあるほ場の中にありました。

先程と同様に衛星写真により確認したところ、申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、受付番号6番は資料30ページから32ページになります。

31ページを見てください。

申請地は西根田集落周辺の整備されたほ場の中にある田でした。

先程と同様に衛星写真により確認したところ、申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

以上です。

議 長 議案第6号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

議 長 議案第6号中、受付番号2番、3番、5番を除いて質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

15番 15番の佐藤（邦）です。  
価格が高いですし、宅地化を目的としている気がしますが問題ないということですか。

事務局 15ページをご覧ください。158番地がこの度同時に購入する住宅が建つ宅地です。住宅と隣接する場所で耕作する形です。今のところ宅地への転用予定はないとのこと。

議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第6号中、受付番号1番、4番、6番について原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。

議 長 同 じ く 議 案 第 6 号 中、 受 付 番 号 2 番 に つ い て は 18 番 の 堀 部 栄 一 委 員 と の 関 連 が あ り ま す の で 退 席 を 求 め ま す。

暫 時 休 憩 い た し ま す。

( 退 席 : 18 番 堀 部 栄 一 委 員 )

議 長 会 議 を 再 開 い た し ま す。

議 長 議 案 第 6 号 中、 受 付 番 号 2 番 に つ い て 質 疑 に 入 り ま す。

何 か ご 質 問、 ご 意 見 等 ご ざ い ま せ ん か。

( な し の 声 )

議 長 質 問 等 が な い よ う で す の で、 質 疑 を 打 ち 切 り 採 決 い た し ま す。

議 案 第 6 号 中、 受 付 番 号 2 番 に つ い て 原 案 通 り 決 す る こ と に ご 異 議 ご ざ い ま せ ん か。

( 異 議 な し の 声 )

議 長 異 議 な し と 認 め 決 定 い た し ま す。

議 長 暫 時 休 憩 い た し ま す。

( 着 席 : 18 番 堀 部 栄 一 委 員 )

議 長 会 議 を 再 開 い た し ま す。

議 長 同 じ く 議 案 第 6 号 中、 受 付 番 号 3 番 に つ い て は 21 番 の 近 藤 裕 太 委 員 と の 関 連 が あ り ま す の で 退 席 を 求 め ま す。

暫 時 休 憩 い た し ま す。

( 退 席 : 21 番 近 藤 裕 太 委 員 )

議 長 会 議 を 再 開 い た し ま す。

議 長 議案第6号中、受付番号3番について質疑に入ります。  
何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第6号中、受付番号3番について原案通り決することにご異議ご  
ざいませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

議 長 暫時休憩いたします。

(着席：21番近藤裕太委員)

議 長 会議を再開いたします。

議 長 同じく議案第6号中、受付番号5番については5番の成田博幸委員と  
の関連がありますので退席を求めます。  
暫時休憩いたします。

(退席：5番成田博幸委員)

議 長 議案第6号中、受付番号5番について質疑に入ります。  
何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第6号中、受付番号5番について原案通り決することにご異議ご  
ざいませんか。



( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

議 長 暫時休憩いたします。

(着席：5 番成田博幸委員)

議 長 会議を再開いたします。

議 長 次に、議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 33 ページをお開きください。

議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 5 年 3 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

まずは一括方式についてです。

(受付番号 1 番を朗読)

以下 57 ページの受付番号 41 番まで、全て利用権の設定を受ける者は農事組合法人豊輝ファームとなっており、合計 192 筆、面積 328,776 m<sup>2</sup>となります。

(受付番号 1 番を朗読)

議案書 58 ページをお開きください。次に利用権設定になります。

(受付番号 1 番を朗読)

以下 86 ページの受付番号 57 番まで、合計 216 筆、面積 366,008.46 m<sup>2</sup>

となります。

議案書 87 ページをお開きください。次に所有権移転となります。

(受付番号 1 番を朗読)

以下 92 ページの受付番号 13 番まで、合計 42 筆、面積 87,248 m<sup>2</sup>となります。

以上の議案第 7 号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 議案第 7 号につきまして事務局の説明が終わりました。

議 長 議案第 7 号、所有権移転の受付番号 2 番を除いて質疑に入ります。  
何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 7 号、所有権移転の受付番号 2 番を除いて原案通り決すること  
にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

議 長 同じく議案第 7 号中、所有権移転の受付番号 2 番については、1 番の若  
松一幸委員との関連がありますので退席を求めます。  
暫時休憩いたします。

(退席：1 番若松一幸委員)

議 長 会議を再開いたします。

議 長 議案第 7 号中、所有権移転の受付番号 2 番について質疑に入ります。  
何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 7 号中、所有権移転の受付番号 2 番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

議 長 暫時休憩いたします。

( 着席：1 番 若松一幸委員 )

議 長 会議を再開いたします。

議 長 次に、議案第 8 号「北秋田市農業委員会 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 93 ページをお開きください。

議案第 8 号 北秋田市農業委員会 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）について

農業委員会による最適化活動の推進等について（令和 4 年 4 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知）に基づき、北秋田市農業委員会「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」について別紙（案）のとおり設定するものとする。

令和 5 年 3 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

提案理由は、農業委員会の最適化活動の推進について、農業委員会は、毎年 3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4 月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとされていることから提案するものです。

詳細については担当より説明申し上げます。

事務局 事務局の佐藤（裕）です。

（内容説明）

議長 議案第8号につきまして、事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

15番 15番の佐藤（邦）です。  
当農業委員会では農地利用最適化推進委員を募集していないとのことだが、どの様な仕事をする委員なのか。  
また、資料1の新規参入のNo.2の方は市外居住者と思われるが、この場合でも該当になるのか。

事務局 農地利用最適化推進委員は現場活動を主に、担当する区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の活動を行います。当市では最適化推進委員の役割を農業委員に兼ねて頂いております。  
また、新規参入者の件については市内農業法人の構成員となっており、借りている農地まで10分圏内にお住まいであるほか、令和4年度に北秋田市の認定農業者の認定を受けているため新規参入としております。

9番 9番の三澤です。  
資料2の2.農家・農地等の概要に記載されている総農家数と基幹的農業従事者数の違いは。

事務局 センサスの定義のとおりですが、正確に説明するための資料を本日持ち合わせていないため、次回総会で資料として提出させていただきたいと思えます。

議長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

（なしの声）

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第8号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

議 長 以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。  
これをもちまして3月の定例総会を閉会します。